

第百七十号議案

東京都営空港条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都営空港条例の一部を改正する条例
東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二建物使用料の部大島空港ターミナルビルの項を次のように改める。

大島空港ターミナルビル	応接室を使用する場合	一時間 三千六百円
	その他の場合	一月一平方メートルにつき 千九百三十六円

附 則

この条例は、令和八年十月二十日から施行する。

（提案理由）

大島空港ターミナルビルの応接室の設置に伴い、建物使用料に係る規定を改める必要がある。